

分担金・拠出金の名称		生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額	41,986千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国際連合環境計画(UNEP)	義務的拠出金	(当初予算)		B
国際機関等の概要 及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 生物多様性条約(CBD)カルタヘナ議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(遺伝子組換え生物等)であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの、その安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的とし、2000年に採択され、2003年に発効した。締約国数は168か国、欧州連合(EU)及びパレスチナ(2017年7月末現在)。議定書の実施を補佐する事務局機能は、CBD事務局(モントリオール(カナダ)に所在)が担っている。 (2)拠出に当たっての成果目標 本拠出を通じて、カルタヘナ議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進及び名古屋・クアラルンプール補足議定書の発効に向けた締約国数の増加に貢献することを目指す。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物が生物多様性保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための国際的な枠組みであり、改変された生物の安全な利用のための国際協力の推進の見地から有意義なもの。CBD事務局は、2016年には、締約国会合(MOP)の開催等を通じて、議定書実施を支援している。 ・2010年に愛知県名古屋市において開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会合(MOP5)で採択された名古屋・クアラルンプール補足議定書(現在未発効。我が国は締結に係る国会承認を了し、受諾書の寄託等の準備中)は、議定書の目的を達成するために不可欠な要素である。これまでの補足議定書締結国数(累計値)は、2012年:9か国、2013年:21か国、2014年:28か国、2015年:35か国、2016年:36か国と増加傾向にある(40か国の締結が発効要件)。 ・持続可能な開発目標(SDGs)は、2010年に愛知県名古屋市において開催されたCBD第10回締約国会合(COP10)において策定された2020年までの生物多様性に関する目標である「愛知目標」とも密接にかかわる目標であり(※)、2年に一度開催されるCOPにおいては、目標達成に向けた取組について議論が行われている。 (※)SDGsのうち、目標2.5、6.6、11.b、14.2、14.4、14.5、14.6、15.1、15.2、15.5、15.8、15.9等の生物多様性に関連する目標は「愛知目標」と整合をはかる形で設定されている。 ・「環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」(オース条約)とは、改変された生物に係る情報のアクセス及び意思決定における市民参加等に係るラウンドテーブルを共催するなど、条約間で連携した取組が進められている。 ・我が国は、「愛知目標」の達成に向けた途上国の能力開発のために、COP10を契機にCBD事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結の促進、改変された生物の検出等に係る能力開発等を継続して実施し、途上国の議定書の実施に寄与している。 ・「生物多様性日本基金」を通じた途上国の能力開発支援は、CBD-COPの場合等において、高い評価を受けている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・CBD事務局は、COPにおいて締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。日本は、最大拠出国(米国は未締結)として、他の主要拠出国であるEU等と連携し、事務局の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。 ・また、CBD事務局は、国連会計監査委員会(BOA)の外部監査を受けているほか、毎年、監査報告書及び行財政報告書を開示しており、適切かつ透明性の高い情報開示がなされている。 ・なお、UNEPに対して2015-2016年に行われた国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価においては、CBD事務局に関する言及はない。 ・2012年から2016年にかけて、CBDの戦略計画2011-2020(愛知目標)の実施を強化するために事務局機能の見直し作業が行われ、部局の統廃合が行われるなどの機能改革が実施された。その際には、カルタヘナ議定書の担当部局の再編も行われた。 ・我が国は2015-2016年にCBD実施に係るビューローメンバーを務めており、上記の事務局機能の見直しに当たっては厳しくチェックを行い、2016年12月に開催されたCBD-COP13の予算委員会においても、カルタヘナ議定書関係分を含め、事務局の効果的な人材配置、無駄なポストの整理、経費削減、事業の優先順位付けに関し積極的に議論に実施した。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本 の外交 課題遂行における当該機関等の有用性	・環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(2015年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国の外交政策においても、重点政策に位置づけられている。 ・CBD事務局は、2016年には61回にも及ぶ会議等開催を通じて、CBD実施を支援しており、その中には愛知目標の達成に向けた途上国の能力開発のために、COP10を契機に我が国がCBD事務局に設立した「生物多様性日本基金」の取組も含まれている。 ・我が国は、最大の拠出国として、2年に一度開催されるMOP及び毎年開催されるMOPの準備会合に恒常的に出席し、国際的議論の動向を踏まえつつ、日本の政策的関心に則した意思決定がなされるよう、議論に参画している。 ・近年では、CBD事務局長が、2010年、2012年、2016年、2017年来日するとともに、COP等の際にも日本側の政務レベル及び実務者と意見交換を行い、日本側の意向をCBD事務局が実施する能力開発ワークショップ等の事業に反映させている。 ・また、2010年に我が国が議長国となり開催されたMOP5では、改変された生物の国境を越える移動から生じる損害についての責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書が採択に至るなど、国際社会における議論をリードしてきた。 ・名古屋・クアラルンプール補足議定書という日本の都市名を冠した補足議定書の議論に今後積極的に関わっていくことは、改変された生物の安全な取扱いを国際的に推進するとの、我が国が効果的に地球環境分野での外交課題を遂行していく観点からも重要。 ・遺伝子組換え農作物をはじめとする改変された生物は日本の企業や研究機関で様々な形で利用されていることから、我が国が本議定書の締約国となってその安全な取扱いを国際的に推進することはこれらの利用者にとっても有益である。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・CBD事務局においては、日本人職員(専門職以上)が3名おり、そのうち1名は同事務局における意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル相当以上)。同事務局の全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合は5.6%である(2016年末現在)。 ・CBD事務局は53名の専門職以上の職員から構成されるため、日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づく目標値は2名であるところ、日本人職員は3名在籍しており、望ましい水準に達している。 ・2016年には、独立行政法人国際協力機構(JICA)職員がCBD事務局に出向するなど、日本と当該機関との連携は強化されている。 ・さらに、2017年3月に就任した新事務局長の選考に当たっては、我が国はビューローメンバーとして、我が国として必要なインプットを行った。 ・なお、日本人の採用が望ましい地位や幹部ポストに空席が生じた際には、在外公館を通じて事務局へ働きかけ(推薦状の送付等)を行い、採用を支援している。
	5 日本 の拠出 金等の 執行管 理にお けるPD CAサイ クルの 確保	PLAN: MOPにおいて二か年予算案を検討し、採択。我が国の関連政策(生物多様性国家戦略、関係国内法令の運用等)に照らしつつ、予算要求。 DO: 拠出金の支払、各種会議及び文書を通じたCBD事務局の活動のモニタリング。 CHECK: 報告書等に基づき運営・活動を評価。 ACT: 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 2010年以降では、CBD事務局長が、2010年、2012年、2016年、2017年来日するとともに、COP等の際にも日本側の政務レベル及び実務者と意見交換を行い、日本側の意向をCBD事務局が実施する活動に反映させるよう努めている。
担当課室名		地球環境課